

旅費および謝金規程

昭和48年 4月 1日 制定
昭和51年 4月 1日 改正
平成59年 4月 1日 改正
平成 2年 4月 1日 改正
平成17年 4月 1日 改正

(旅 費)

第 1 条 会員が、和歌山県剣道連盟(以下「和剣連」という)を代表して出張する

場合、及び和剣連が主催し役員を委嘱したものについては、この規程、及び別表によって旅費を支給する。

第 2 条 旅費は交通費・宿泊費・及び日当とし、別表1に定める基準により支給する。

第 3 条 ① 交通費は自宅最寄りJR駅を起点として計算する。

② 船賃は一等料金とする。

③ 特急料金は、片道90km以上について支給する。

第 4 条 宿泊費は、片道150km以上について支給する。

ただし、会議等が2日以上に及ぶ場合はこの限りではない。

第 5 条 日当は、出張等が1日の場合、及び1泊2日以上にわたる場合に別表1に定める金額を支給する。

第 6 条 他団体から旅費の支給を受けた場合は、この規程との差額を支給する。

第 7 条 この規程により旅費等を支給しない場合であっても、用務の性格、及び予算の都合等により補助することもある。

第 8 条 この規程によりがたい場合は、別に協議する。

(謝 金)

第 9 条 和剣連が主催し、役員に委嘱した者に謝金を支出する場合は、この規程及び別表1による。

第 10 条 この規程によりがたい場合は、別に協議する。

(補食費)

第 11 条 和剣連が主催し、役員に委嘱した者に補食費を支出することができる。

第 12 条 補食費の支給条件金額は、会議等が4時間以上にわたり、午後7時以降に及ぶ場合、1,000円以内の範囲で支給することができる。

ただし、前第5条で日当の支給を受けた者にはこれを支給しない。

(付 則)

この規程は、平成17年4月1日より施行する。